

(6) 財務指標等を用いた財務分析

地方公会計の整備促進に関するワーキンググループが公表した「地方公共団体における財務書類の活用と公表について」などで示されている分析手法を活用し、本市の財務書類4表から読み取れる情報を分析します。

なお、他都市の指標につきましては各都市が公表している資料に基づき本市が独自に算定いたしました。また、基準モデルを採用している都市と改訂モデルを採用している都市の指標を比較するためそれぞれの算定式を各指標に注記しております。(平成23年度決算を公表していない都市もあるため、平成22年度の数値で比較しています。)

ア 資産形成度に着目した分析

(ア) 市民一人あたり資産額

自治体名	総資産(A) (億円)	人口(B)	金額(A)÷(B) (千円)
札幌市(改訂)	37,601	1,897,333	1,982
仙台市(改訂)	22,074	1,011,592	2,182
さいたま市(改訂)	18,779	1,216,892	1,543
千葉市(基準)	30,005	936,809	3,203
横浜市(改訂)	99,944	3,627,000	2,756
相模原市(改訂)	8,535	699,756	1,220
新潟市(改訂)	11,366	803,072	1,415
静岡市(改訂)	13,351	715,637	1,866
浜松市(改訂)	15,264	792,173	1,927
名古屋市(改訂)	46,474	2,180,800	2,131
京都市(改訂)	37,012	1,382,685	2,677
大阪市(改訂)	85,262	2,537,920	3,360
堺市(基準)	20,527	837,977	2,450
神戸市(改訂)	60,584	1,511,855	4,007
岡山市(改訂)	9,034	689,538	1,310
広島市(基準)	29,329	1,161,647	2,525
北九州市(改訂)	29,501	976,711	3,020
福岡市(改訂)	37,414	1,409,297	2,655
熊本市(改訂)	9,872	724,773	1,362
平均			2,294
川崎市・H22(改訂)	47,466	1,381,706	3,435
川崎市・H23(改訂)	47,766	1,388,481	3,440
川崎市・H23(基準)	42,174	1,388,481	3,037

【算式】

基準モデル・改訂モデル共通：総資産/人口

総資産額を人口で除して一人あたりとすることにより、類似団体との比較が容易な指標となります。

金額が大きいほど資産形成が進んでいることを表します。

本市は、政令指定都市の平均より上回った水準となっています。

(イ) 資産老朽化比率

自治体名	減価償却累計額(A) (億円)	有形固定資産-土地+ 減価償却累計額(B) (億円)	比率 (A) ÷ (B)
札幌市(改訂)	14,870	35,609	41.8%
仙台市(改訂)	6,187	15,479	40.0%
さいたま市(改訂)	7,665	18,373	41.7%
千葉市(基準)	-	-	-
横浜市(改訂)	26,241	63,272	41.5%
相模原市(改訂)	3,915	8,070	48.5%
新潟市(改訂)	5,765	13,260	43.5%
静岡市(改訂)	5,942	14,143	42.0%
浜松市(改訂)	7,910	17,345	45.6%
名古屋市(改訂)	15,132	26,346	57.4%
京都市(改訂)	14,780	28,347	52.1%
大阪市(改訂)	31,129	71,552	43.5%
堺市(基準)	-	-	-
神戸市(改訂)	17,898	39,304	45.5%
岡山市(改訂)	4,898	10,823	45.3%
広島市(基準)	-	-	-
北九州市(改訂)	10,935	26,083	41.9%
福岡市(改訂)	11,468	26,817	42.8%
熊本市(改訂)	4,782	10,999	43.5%
平均			44.8%
川崎市・H22(改訂)	8,900	20,367	43.7%
川崎市・H23(改訂)	9,370	20,953	44.7%
川崎市・H23(基準)	9,621	16,980	56.7%

※千葉市、堺市、広島市については、公表している資料から必要な情報が得られなかったため、集計から除いております。

【算式】

基準モデル：減価償却累計額/(土地を除いた事業用資産・インフラ資産の取得価額総額)

改訂モデル：減価償却累計額/(公共資産-土地)

有形固定資産のうち、償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているかを全体として把握することができます。

比率が高いほど資産の老朽化が進んでいることを表します。

本市は、政令指定都市の平均より下回った水準となっています。

(ウ) 歳入額対資産比率

自治体名	歳入(A) (億円)	資産合計(B) (億円)	年数 (B)÷(A)
札幌市(改訂)	8,414	37,601	4.5
仙台市(改訂)	4,087	18,779	4.6
さいたま市(改訂)	4,287	22,074	5.1
千葉市(基準)	6,113	30,005	4.9
横浜市(改訂)	13,809	99,944	7.2
相模原市(改訂)	2,323	8,535	3.7
新潟市(改訂)	3,512	11,367	3.2
静岡市(改訂)	2,709	13,351	4.9
浜松市(改訂)	2,775	15,264	5.5
名古屋市(改訂)	10,313	46,474	4.5
京都市(改訂)	7,923	37,012	4.7
大阪市(改訂)	17,068	85,262	5.0
堺市(基準)	3,329	20,527	6.2
神戸市(改訂)	7,872	60,584	7.7
岡山市(改訂)	2,496	9,034	3.6
広島市(基準)	6,299	29,329	4.7
北九州市(改訂)	5,329	29,501	5.5
福岡市(改訂)	7,942	37,414	4.7
熊本市(改訂)	2,613	9,872	3.8
平均			4.9
川崎市・H22(改訂)	5,944	47,466	8.0
川崎市・H23(改訂)	5,735	47,766	8.3
川崎市・H23(基準)	6,276	42,174	6.7

【算式】

基準モデル・改訂モデル共通：総資産/資金収支計算書の収入合計

当年度の歳入総額に対する資産の比率を算定することにより、これまでに形成されたストックとしての資産が、歳入の何年分に相当するかを表し、資産形成の度合いを測ることができます。

割合が高いほど社会資本整備が充実していることを表しますが、歳入が減少することにより割合が高まることにも留意する必要があります。

本市は、平均的な年数を上回る水準であり、資産形成が進んでいるものと考えられます。

イ 世代間公平性に着目した分析

(ア) 純資産比率

自治体名	純資産(A) (億円)	総資産(B) (億円)	(A) ÷ (B)
札幌市(改訂)	26,057	37,601	69.3%
仙台市(改訂)	13,241	22,074	60.0%
さいたま市(改訂)	13,832	18,779	73.7%
千葉市(基準)	17,596	30,005	58.6%
横浜市(改訂)	70,370	99,944	70.4%
相模原市(改訂)	5,822	8,535	68.2%
新潟市(改訂)	6,701	11,366	59.0%
静岡市(改訂)	8,836	13,351	66.2%
浜松市(改訂)	11,850	15,264	77.6%
名古屋市(改訂)	24,928	46,474	53.6%
京都市(改訂)	22,837	37,012	61.7%
大阪市(改訂)	50,904	85,262	59.7%
堺市(基準)	16,876	20,527	82.2%
神戸市(改訂)	45,821	60,584	75.6%
岡山市(改訂)	5,699	9,034	63.1%
広島市(基準)	18,330	29,329	62.5%
北九州市(改訂)	19,300	29,501	65.4%
福岡市(改訂)	22,581	37,414	60.4%
熊本市(改訂)	6,342	9,872	64.2%
平均			65.9%
川崎市・H22(改訂)	36,822	47,466	77.6%
川崎市・H23(改訂)	37,133	47,766	77.7%
川崎市・H23(基準)	31,484	42,174	74.7%

【算式】

基準モデル・改訂モデル共通：純資産/総資産

地方公共団体は、地方債の発行を通じて、将来世代と現世代の負担の配分を行います。純資産の変動は、将来世代と現世代の間で負担の割合が変動されたことを意味します。

高い純資産比率は、現世代が自らの負担によって将来世代も利用可能な資源を蓄積したものとと言えます。

本市は、政令指定都市の平均を上回った水準となっています。

(イ) 社会資本等形成の世代間負担比率（将来世代負担比率）

自治体名	地方債残高(A) (億円)	公共資産+投資等(B) (億円)	比率 (A) ÷ (B)
札幌市(改訂)	10,420	36,539	28.5%
仙台市(改訂)	7,809	20,153	38.7%
さいたま市(改訂)	4,089	19,173	21.3%
千葉市(基準)	11,411	29,658	38.5%
横浜市(改訂)	24,598	98,696	24.9%
相模原市(改訂)	2,053	8,333	24.6%
新潟市(改訂)	4,083	11,100	36.8%
静岡市(改訂)	3,888	13,095	29.7%
浜松市(改訂)	2,839	14,982	18.9%
名古屋市(改訂)	19,161	44,413	43.1%
京都市(改訂)	12,926	36,239	35.7%
大阪市(改訂)	30,806	81,557	37.8%
堺市(基準)	3,051	20,298	15.0%
神戸市(改訂)	13,052	58,834	22.2%
岡山市(改訂)	2,856	8,867	32.2%
広島市(基準)	10,000	28,348	35.3%
北九州市(改訂)	9,422	29,204	32.3%
福岡市(改訂)	13,969	35,943	38.9%
熊本市(改訂)	3,016	9,678	32.2%
平均			30.9%
川崎市・H22(改訂)	9,636	46,133	20.9%
川崎市・H23(改訂)	9,664	46,408	20.8%
川崎市・H23(基準)	9,686	41,722	23.2%

【算式】

基準モデル：公債（長期・短期合計） / （事業用資産+インフラ資産+投資等）

改訂モデル：公債（長期・短期合計） / （公共資産+投資等）

社会資本等について将来の償還等が必要な負債による形成割合（公共資産等形成充当負債の割合）をみることにより、社会資本等形成にかかる将来世代の負担の比重を把握することができます。

本市の将来世代負担比率は、平均よりも下回っており、過度に将来世代に対して負担をさせていないことが分かります。

ウ 持続可能性（健全性）に着目した分析

・ 地方債の債務償還年数

自治体名	地方債残高(未払金、長期未払金を含む)(A) (億円)	経常的収支(地方債発行及び基金取崩額を除く)(B) (億円)	年数 (A) ÷ (B)
札幌市(改訂)	10,420	806	12.9
仙台市(改訂)	7,809	745	10.5
さいたま市(改訂)	4,089	516	7.9
千葉市(基準)	11,411	448	25.5
横浜市(改訂)	24,598	2,356	10.4
相模原市(改訂)	2,053	173	11.9
新潟市(改訂)	4,083	419	9.8
静岡市(改訂)	3,888	380	10.2
浜松市(改訂)	2,839	408	7.0
名古屋市(改訂)	19,161	963	19.9
京都市(改訂)	12,926	500	25.9
大阪市(改訂)	30,806	946	32.6
堺市(基準)	3,051	251	12.2
神戸市(改訂)	13,052	1,075	12.1
岡山市(改訂)	2,856	475	6.0
広島市(基準)	10,000	470	21.3
北九州市(改訂)	9,422	391	24.1
福岡市(改訂)	13,969	691	20.2
熊本市(改訂)	3,052	397	7.7
平均			15.2
川崎市・H22(改訂)	9,636	552	17.5
川崎市・H23(改訂)	9,664	587	16.5
川崎市・H23(基準)	9,797	729	13.4

【算式】

基準モデル：地方債残高/経常的収支

改訂モデル：地方債残高/経常的収支（地方債発行及び基金取崩額を除く）

地方債を経常的に確保できる資金で返済した場合に何年で返済できるかを表す指標で、債務の多寡や返済能力を測る指標です。

この指標が小さければ小さいほど債務の経常的収支に対する負担は軽く、債務償還能力が高いこととなります。

本市の債務償還年数は平均よりやや上回る水準ですが、経常的収支の変動が大きいことから世代間負担比率や経年推移も併せて参照する必要があります。

エ 効率性に着目した分析

(ア) 市民一人あたり純行政コスト（単位：千円）

自治体名	純行政コスト(A) (億円)	人口(B)	(A) ÷ (B)
札幌市(改訂)	6,355	1,897,333	335
仙台市(改訂)	3,137	1,011,592	310
さいたま市(改訂)	3,249	1,216,892	267
千葉市(基準)	3,620	936,809	386
横浜市(改訂)	10,674	3,627,000	294
相模原市(改訂)	1,888	699,756	270
新潟市(改訂)	2,536	803,072	316
静岡市(改訂)	2,105	715,637	294
浜松市(改訂)	2,282	792,173	288
名古屋市(改訂)	7,324	2,180,800	336
京都市(改訂)	5,210	1,382,685	377
大阪市(改訂)	12,786	2,537,920	504
堺市(基準)	2,536	837,977	303
神戸市(改訂)	5,596	1,511,855	370
岡山市(改訂)	2,054	689,538	298
広島市(基準)	3,891	1,161,647	335
北九州市(改訂)	3,706	976,711	379
福岡市(改訂)	4,865	1,409,297	345
熊本市(改訂)	2,130	724,773	294
平均			332
川崎市・H22(改訂)	4,168	1,381,706	302
川崎市・H23(改訂)	4,214	1,388,481	303
川崎市・H23(基準)	3,973	1,388,481	286

【算式】

基準モデル・改訂モデル共通：純行政コスト/人口

純行政コストを人口で除すことにより、地方公共団体の経常的な行政活動の効率性を測ることができます。

この金額が小さいほど効率的な行政活動が行われていることを表します。

本市は、政令指定都市の平均を下回った水準となっています。

(イ) 行政コスト対公共資産比率

自治体名	経常費用 (経常行政コスト)(A) (億円)	公共資産(B) (億円)	比率 (A) ÷ (B)
札幌市(改訂)	6,595	33,116	19.9%
仙台市(改訂)	3,282	17,820	18.4%
さいたま市(改訂)	3,343	18,660	17.9%
千葉市(基準)	4,202	29,213	14.4%
横浜市(改訂)	11,269	90,405	12.5%
相模原市(改訂)	1,959	8,113	24.1%
新潟市(改訂)	2,671	10,692	25.0%
静岡市(改訂)	2,207	12,420	17.8%
浜松市(改訂)	2,361	14,531	16.2%
名古屋市(改訂)	7,836	36,553	21.4%
京都市(改訂)	5,514	31,524	17.5%
大阪市(改訂)	13,403	70,320	19.1%
堺市(基準)	2,733	19,670	13.9%
神戸市(改訂)	6,054	53,693	11.3%
岡山市(改訂)	2,154	8,332	25.8%
広島市(基準)	4,108	25,590	16.1%
北九州市(改訂)	3,918	26,146	15.0%
福岡市(改訂)	5,210	31,383	16.6%
熊本市(改訂)	2,258	9,337	24.2%
平均			18.3%
川崎市・H22(改訂)	4,412	44,007	10.0%
川崎市・H23(改訂)	4,457	44,272	10.1%
川崎市・H23(基準)	4,317	38,688	11.2%

【算式】

基準モデル：総行政コスト/(事業用資産+インフラ資産)

改訂モデル：総行政コスト/公共資産

行政コストの公共資産に対する比率をみることで、どれだけの資産でどれだけの行政サービスを提供しているか(資産が効率的に活用されているか)を分析することができます。さらに、この指標を行政目的別に算定することにより各行政分野におけるハード・ソフト両面にわたるバランスのとれた財源配分を検討することができます。

比率が低いほど効率的に資産を活用しているといえます。

本市の行政コスト対公共資産比率は、相対的に低く効率的な資産活用がなされているといえますが、都市部に所在していることに起因し土地の金額が大きいことから、一人あたりの行政コストも併せて参照する必要があります。

オ 自律性に着目した分析

・ 受益者負担比率

自治体名	経常収益(A) (億円)	経常費用 (経常行政コスト)(B) (億円)	比率 (A) ÷ (B)
札幌市(改訂)	240	6,595	3.6%
仙台市(改訂)	145	3,282	4.4%
さいたま市(改訂)	94	3,343	2.8%
千葉市(基準)	582	4,202	13.8%
横浜市(改訂)	596	11,269	5.3%
相模原市(改訂)	71	1,959	3.6%
新潟市(改訂)	135	2,671	5.1%
静岡市(改訂)	102	2,207	4.6%
浜松市(改訂)	79	2,361	3.3%
名古屋市(改訂)	511	7,836	6.5%
京都市(改訂)	304	5,514	5.5%
大阪市(改訂)	617	13,403	4.6%
堺市(基準)	197	2,733	7.2%
神戸市(改訂)	458	6,054	7.6%
岡山市(改訂)	100	2,157	4.6%
広島市(基準)	217	4,108	5.3%
北九州市(改訂)	212	3,918	5.4%
福岡市(改訂)	345	5,210	6.6%
熊本市(改訂)	127	2,258	5.6%
平均			5.5%
川崎市・H22(改訂)	244	4,412	5.5%
川崎市・H23(改訂)	243	4,457	5.5%
川崎市・H23(基準)	344	4,317	8.0%

【算式】

基準モデル・改訂モデル共通：経常収益合計/経常費用合計

行政コスト計算書の「経常収益」は、使用料・手数料など行政サービスにかかる受益者負担の金額ですので、これを「経常費用（経常行政コスト）」と比較することにより、行政サービスの提供に対する受益者負担の割合を算出することができます。

比率が著しく平均値から乖離する場合には、原因を究明し詳細に検討する必要があります。

本市は、政令指定都市の平均とほぼ同水準となっています。